
無形の文化財の登録制度 の創設に向けて



文化審議会 企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

<概要>

令和3年1月15日

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**
- 制作後50年を経過していない美術作品**について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、**これまで文化財保護法の対象とされていない**。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く**海外に流出するものも散見**

(2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など**現時点では価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

① 必要性

- 平成18年に**ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**

② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

(2)多様な文化財の保存・活用について

①必要性

ア. 生活文化等

- 生活文化は、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

イ. 現代の美術作品

- 第2次世界大戦後（現代）の美術作品に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、積極的に文化財として価値を共有することが期待される

②具体的な方策

ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施

イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を検討していくべき

(3)地方公共団体における登録制度について

①必要性

- 地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体が積極的に保存・活用を進められるようにすることが必要

②具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当

3. 今後に向けて

文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等の審議体制を整えるとともに、以下の取組を進めていくことが必要。

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の確実な保護、登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域の取組への期待（市町村における地域計画の策定の促進、地域における体制の充実）
- (3) 生活文化等に関する調査等（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）

報告書については下記の文化庁HPをご覧ください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/r02/index.html>

令和2年度文化審議会 文化財分科会 企画調査会の開催状況

文化庁の文化審議会文化財分科会において、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等を検討するため、企画調査会を令和2年10月から開催。

開催実績等：10月28日 第1回(検討課題の提示) 12月2日(水) 第4回 (審議のまとめ)
11月11日 第2回(関係者ヒアリング) 12月24日(木) 第5回 (報告書(案))
11月20日 第3回(これまでの議論の整理) ※12月7日～12月16日の間、意見募集を実施

企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- | | | |
|------|-----|---|
| ・岩崎 | 奈緒子 | 京都大学教授 |
| ・甲斐 | 昭光 | 兵庫県教育委員会事務局文化財課長 |
| ◎・小島 | 孝夫 | 成城大学文芸学部教授 |
| ・児島 | やよい | キュレーター、明治学院大学非常勤講師 |
| ・齊藤 | 裕嗣 | 東京文化財研究所客員研究員 |
| ○・島谷 | 弘幸 | 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長 |
| ○・滝 | 久雄 | 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、
公益財団法人日本交通文化協会理事長、
株式会社工ヌケービー取締役会長・創業者 |
| ・竹内 | 由紀子 | 女子栄養大学准教授 |
| ・都竹 | 淳也 | 飛騨市長 |
| ・鍋島 | 稲子 | 台東区立書道博物館主任研究員 |
| ・松田 | 陽 | 東京大学准教授 |

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

制度改正関係部分〈報告書の抜粋〉

○無形の文化財の登録制度関係

「無形の文化財について、…指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。その際、登録無形文化財制度においては、指定制度と同様に保持者等の認定を法定することが適切である。また、登録無形民俗文化財制度においては、指定制度と同様に、地域の保存会や地方公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。

具体的な制度設計に際しては、既存の有形文化財や有形の民俗文化財における指定制度と登録制度との関係性を参考としつつ、無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け、保存・公開に関する国の関与は重要無形文化財等の指定制度(助言又は勧告)よりも緩やかなものとし、登録された無形の文化財の担い手等が自由度を持ってその継承に取り組めるようにすべきである。さらに、登録された無形の文化財への財政支援の在り方についても検討が必要である。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる確かな登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。」

○地方登録制度関係

「地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当である。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は86団体であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。」

「国の登録制度等との関係については、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。また、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、国と地方との役割を明確にした保護体系を構築する必要がある。」

「地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができることとされている。地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることも考えられる。」



報告書を踏まえ、今通常国会へ文化財保護法の改正法案の提出を目指す。

參考資料

文化審議会体系図

令和2年10月現在



現行文化財保護法の類型等について

	指 定 〔 所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援 〕	登 録 〔 緩やかな保護 多様な文化財をリスト化 〕
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	制度なし

※地方の登録は、保護法上 の根拠規定なし

継続的な保存・活用の措置

一時点の記録作成

法律上の保護

価値の顕在性

地方指定

- ・国指定以外の文化財で各地方公共団体の区域内に存するものうち、重要なものを指定。
- ・条例による独自の措置として、許可制を基本とし、国指定に準ずる手厚い保存・活用を図るものが多い。

国指定

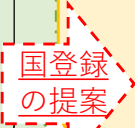
- ・有形文化財、無形文化財、記念物等のうち重要なものを指定。
- ・許可制を基本とし、手厚い保存・活用を図る。

地方登録 ※条例のみ →制度化

- ・国指定・登録及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。
- ・条例による独自の措置として、届出制を基本としつつ、保護措置の実態は多様。

国登録 ※無形/無形民俗を創設

- ・国指定及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。
- ・届出制を基本とし、緩やかな保護を図る。



【記録選択】
我が国の芸能や工芸技術等の変遷の過程を知る上で貴重なもの等を記録・保存。

価値付けの観点

※国登録は、指定制度（国・地方）を補完する位置付け。

保護に至る前

長官調査
【予算事業】

【長官調査】
現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置がとられていない分野・文化財等について、国として調査研究を行い、適切な保存・活用の方策について検討。

文化財の体系と国指定・登録等の文化財件数

- 件数は令和3年1月1日現在。
- 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

		指定 〔 所有権・流通等への保護規制 修復・継承へ支援 〕	登録 〔 緩やかな保護 多様な文化財をリスト化 〕
文化財	有形文化財 建造物、美術工芸品	国宝 228件(建造物) 897件(美術工芸品)	登録有形文化財 12,681件(建造物) 17件(美術工芸品)
		重要文化財 2,523件(建造物) 10,808件(美術工芸品)	
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	重要有形民俗文化財 223件	登録有形民俗文化財 45件
	無形文化財 芸能、工芸技術	重要無形文化財 112件	- (制度なし)
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	重要無形民俗文化財 318件	- (制度なし)
その他…記念物 (史跡1,847件、名勝422件、天然記念物1,031件)、 文化的景観 (重要文化的景観65件)、 伝統的建造物群保存地区 (重要伝統的建造物群保存地区120件)			

※このほか、文化財の保存技術の選定制度（選定保存技術）及び埋蔵文化財の制度がある。

文化財保護法の各制度の概要（有形文化財、無形文化財及び無形の民俗文化財）

	有 形		無 形	無形民俗	無形/無形民俗
	指 定	登 録	指 定	指 定	記録選択
制度の目的 (創設時期)	永久的な保護を目的。強い規制と手厚い保護措置。 (昭和25年)	所有者等の自主的保護に期待。届出制と助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置。 (建造物：平成8年) (美術工芸品：平成17年)	価値の高い伝統的な「わざ」を広く保護。保護措置は、届出制と伝承者養成等への補助。 (昭和29年)	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なものを保護。伝承者養成等への補助。 (昭和50年)	文化財の価値に鑑み、特に必要とされるものについて、その記録を作成、保存又は公開。 (無 形：昭和29年) (無形民俗：昭和50年)
保護の対象	有形文化財のうち重要なもの	その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	無形文化財のうち重要なもの	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なもの	(無 形) 変遷の過程を知る上で貴重なもの。 (無形民俗) 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの
指定・登録の 件数	建造物：2,523 (5,241棟) 美術工芸品：10,808	建造物：12,681件 美術工芸品：17件	各個認定：76件・112人 保持団体等認定：30件	318件	(無 形) 91件 (無形民俗) 648件
規制等	・現状変更の許可制 ・所有者等変更の届出制 ・管理等に関する命令又は勧告 など	・現状変更の届出制 ・所有者等変更の届出制 など	・保持者等変更の届出制 ・保存に関する助言又は勧告 など	・保存に関する助言又は勧告 など	—
所有者等による 公開	・勧告又は命令 ・指示、停止/中止命令	・指導又は助言	・勧告	・勧告	—
支援措置	・税制 (※国税では、所得税、法人税、相続税・贈与税)	・税制 (※国税では、相続税・贈与税)	・税制 (※公益法人が取得・所有する能楽の公演のための施設)	—	—
	・地財措置	・地財措置	・地財措置	・地財措置	—
	・国庫補助	・国庫補助(設計監理、公開活用)	・国庫補助	・国庫補助	・国庫補助(記録作成や公開事業への)

登録無形文化財・登録無形民俗文化財文化財に関する支援

【登録無形文化財】

国庫補助	伝承者養成、普及・啓発事業、調査・記録作成の支援(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	—

(参考：重要無形文化財)

国庫補助	特別助成金、伝承者養成、普及・啓発事業、記録作成の支援等
地財措置	都道府県：320,000円(特交措置) 市町村：300,000円(同上) 等
税制優遇	公的社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地) : 1/2課税(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

【登録無形民俗文化財】

国庫補助	伝承事業、活用事業(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	—

(参考：重要無形民俗文化財)

国庫補助	用具の修理・新調、施設の修理・防災、伝承者養成 等
地財措置	都道府県：80,000円(特交措置) 市町村：590,000円(同上) 等
税制優遇	—

地方登録文化財に関する支援(地方財政措置)

【地方登録文化財】

(文化財保護法上の規定なし、条例で独自に対応)

対象団体	通常	災害復旧
都道府県	(登録制度の状況を見つつ今後要望)	(今後要望)
市町村	(無形文化財及び無形の民俗文化財について、登録制度の状況を見つつ今後要望) 参考：現行の措置 建造物：50,000円 美術工芸品：10,000円 有形民俗文化財：10,000円 記念物：10,000円 円	(今後要望)

(参考：地方指定文化財)

対象団体	通常	災害復旧
都道府県 (右記×0.5)	無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円 建造物：240,000円 美術工芸品：10,000円	経費の8割を措置
市町村	無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円 建造物：130,000円 美術工芸品：10,000円 伝統的建造物群保存地区：220,000円	経費の8割を措置

地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

※文化庁調査（令和2年10月実施）において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出（この他、「登載」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。）

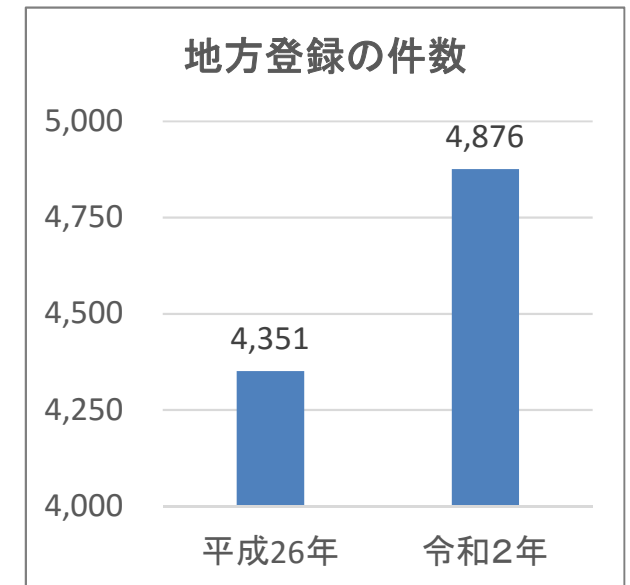
<市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29		板橋区●▲	57		磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30		練馬区●▲	58	三重県	松阪市
3		名取市	31		足立区▲	59		いなべ市
4	山形県	大石田町●	32		葛飾区▲	60		伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33		江戸川区▲	61	京都府	京都市▲
6		常陸大宮市	34		三鷹市▲	62		宇治田原町
7		東海村	35		府中市	63	大阪府	大阪市
8	栃木県	佐野市	36		町田市	64		吹田市▲
9		日光市	37		小金井市	65		貝塚市
10		真岡市	38		国立市	66		枚方市
11	埼玉県	所沢市	39		福生市▲	67		河内長野市
12		上尾市▲	40		瑞穂町	68	兵庫県	神戸市▲
13		八潮市	41		日の出町●▲	69		川西市
14		三郷市	42	神奈川県	横浜市▲	70	奈良県	山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43		相模原市▲	71	鳥取県	智頭町
16		佐倉市	44		伊勢原市▲	72	島根県	松江市
17		酒々井町	45		海老名市	73		雲南市
18	東京都	中央区▲	46		南足柄市	74	香川県	高松市
19		港区	47		箱根町	75	愛媛県	西条市
20		新宿区▲	48	富山県	砺波町▲	76	福岡県	福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県	坂井市	77		小郡市
22		江東区●▲	50	山梨県	山梨市	78	熊本県	玉名市
23		世田谷区	51		北杜市	79		多良木町
24		渋谷区	52	長野県	松本市	80		あさぎり町
25		中野区▲	53		高森町▲	81		臼杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県	垂井町	82		宇佐市
27		豊島区●	55		大野町	83	沖縄県	宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県	静岡市▲			

(参考)

- 無形文化財を登録の対象に含む団体(9団体)
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体(31団体)



※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

○京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）（抄）

（登録等）

- 第52条** 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値が損なわれるおそれがあると認める指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。
 - 4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。
 - 5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

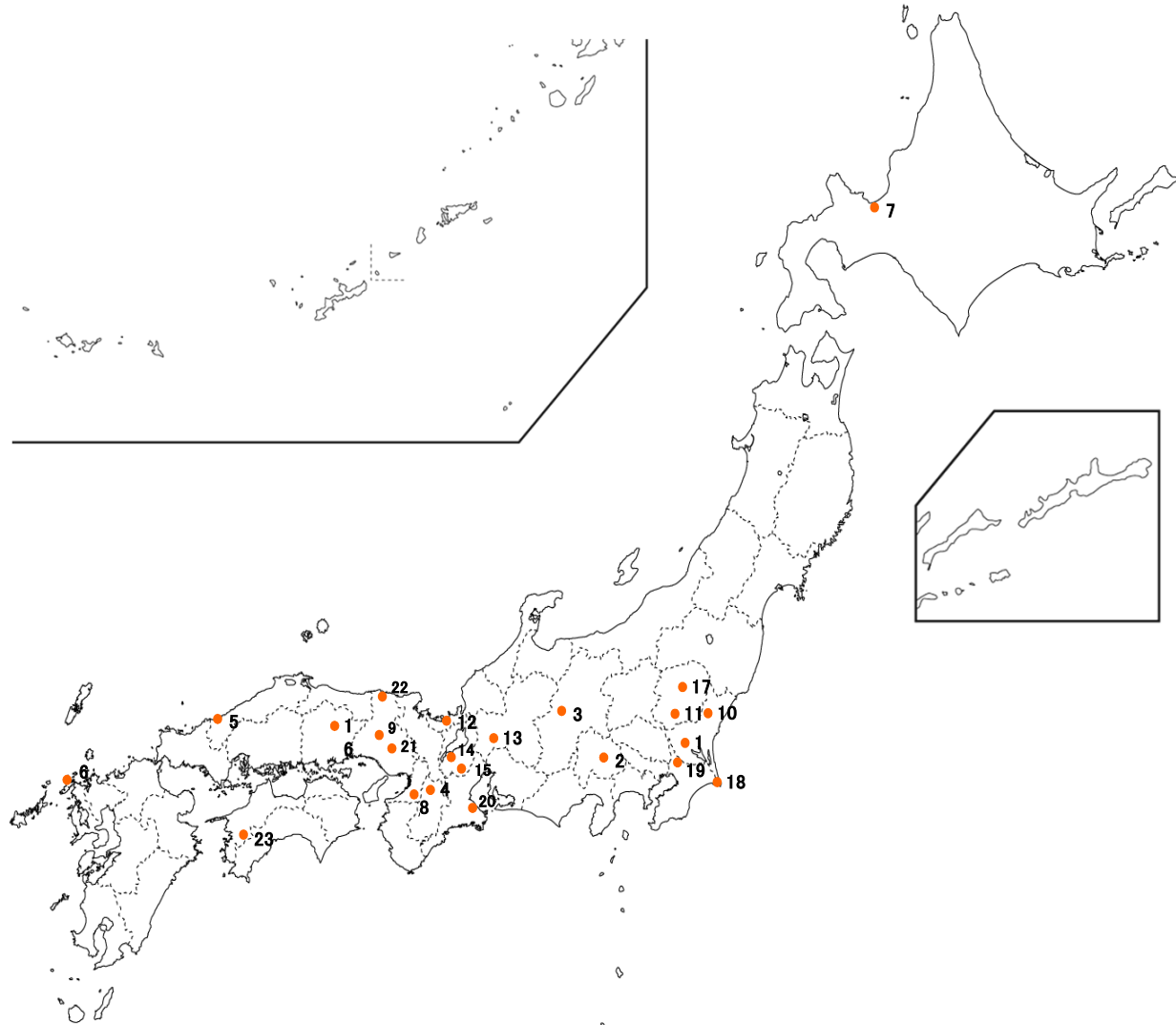
○福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）（抄）

（登録）

- 第35条** 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財(法第27条第1項、法第71条第1項、法第78条第1項又は法第109条第1項の規定(以下「法の指定の規定」という。))により指定されたもの、県条例第4条第1項、県条例第23条第1項、県条例第29条第1項又は県条例第37条第1項の規定(以下「県条例の指定の規定」という。))により指定されたもの、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項又は第30条第1項の規定(以下「この条例の指定の規定」という。))により指定されたもの及び法第57条第1項、法第90条第1項又は法第132条第1項の規定(以下「法の登録の規定」という。))により登録されたものを除く。)のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを福岡市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録することができる。
- 2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 福岡市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)
 - (2) 福岡市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)
 - (3) 福岡市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
 - (4) 福岡市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
 - (5) 福岡市登録史跡、福岡市登録名勝又は福岡市登録天然記念物(以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。)

3～6 (略)

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧（令和3年1月現在）



● : 文化財保存活用地域計画作成市町村 (23市町)

No.	都道府県	市区町村
1	茨城県	牛久市
2	山梨県	富士吉田市
3	長野県	松本市
4	奈良県	王寺町
5	島根県	益田市
6	長崎県	平戸市
7	北海道	札幌市
8	大阪府	河内長野市
9	兵庫県	神河町
10	茨城県	常陸大宮市
11	栃木県	下野市
12	福井県	小浜市
13	岐阜県	岐阜市
14	滋賀県	草津市
15	滋賀県	甲賀市
16	岡山県	津山市
17	栃木県	大田原市
18	千葉県	銚子市
19	千葉県	我孫子市
20	三重県	明和町
21	兵庫県	加西市
22	兵庫県	香美町
23	愛媛県	松野町